

環境影響評価審査会総会議事録

- 1 日時：平成 25 年 1 月 23 日（水）10:00～12:00
- 2 場所：ラッセホール 5 階サンフラワー
- 3 議題：
環境影響評価法の一部改正に伴う兵庫県環境影響評価制度のあり方について（答申案）
- 4 出席委員：服部会長、山下副会長、小谷委員、上南木委員、近藤委員、澤木委員、菅原委員、住友委員、田中(哲)委員、辻委員、中辻委員、中野委員、西村委員、花田委員、別府委員、室山委員
- 5 兵庫県：環境部長、環境管理局長
環境影響評価室長、課長補佐兼審査情報係長他係員 3 名
自然環境課、水大気課、環境整備課
- 6 傍聴者：なし
- 7 配布資料
 - ・ 会議次第
 - ・ 審査会委員名簿
 - ・ 出席者名簿
 - ・ <資料 1> 兵庫県における環境影響評価制度のあり方について（答申案）
 - ・ <資料 2> パブリックコメントの結果と意見に対する県の考え方（案）
 - ・ <参考資料 1> 法及び条例対象事業の比較

8 議事概要

議事「環境影響評価法の一部改正に伴う兵庫県環境影響評価制度のあり方について」

（事務局から資料 1 及び資料 2 にて説明）

〔質疑〕

（会長）5 ページの 4 で、インターネットだけでなく紙媒体もきっちり位置づけるのなら、表題の「インターネット等による」も省いて「評価書の公表」のほうが望ましいのではないか。インターネットを特に強調するのではないなら。

（事務局）ご相談させていただき、そのようにしたい。

（事務局）4 ページの あたりで、特に について、知事の意見書の提出を知事は縦覧期間中に当該配慮書内容について審査会の意見を聴取した上で意見書を作成し事業者に送付すると、 についても地元市町長は縦覧期間中ということで、前回ご説明したように 30 日間の縦覧期間中ということで併せた趣旨でこのように書いたが、庁内の法制当局と詰めているところだが、具体的な書き方としては知事が配慮書を事業者から受け取ってから 30 日以内という表現に、規定になるかどうかとしているので、書き方として、できあがった条文の書き方が、縦覧期間中に意見を提出することができるではなくて、知事あるいは市町長は事業者から配慮書を受け取ってから 30 日以内ということになるこ

とも含めて検討しているのので、この辺は答申としてはこれでいいとしていただいて、具体的に条文に落とす際にとということかと検討しているのだが、それと併せて、事業者は縦覧期間の終了後、意見の概要を速やかに公表しなければならないとしているが、住民、知事、地元市町長からの意見を受けた後速やかに公表しなければならないという表現、条文の規定になるかどうかを詰めているところだが、私どもとしては、いただく答申はこれで趣旨は踏まえた上で条文化したいと考えているのだがご意見いただきたい。

(会長)今の件について何かご意見はありますか。

(委員)特にありません。文書課との協議でそういうことであれば問題がないと思う。

(事務局)ぴったりと合わせたほうがよいのか、趣旨としてこういう答申をいただいて条文に落とすときに考え方が変わらなければいいかということでご了承いただけたらと思うがこういうことでよいでしょうか。

先ほどの説明で3ページの括弧書きの追加の関係だが、法の業種あるいは規模と条例の業種、規模が、説明の中で、参考資料1で例として飛行場と水力発電所と火力発電所と地熱発電所を話したが、例えば道路の一般国道、自動車専用道路以外の4車線で法と条例がぴったりしているようだが、これは条例特別地域だけで、特別地域以外であれば法第2種の対象であるが条例の対象ではない。同様にダムや工業団地、住宅団地、流通業務団地や、若干そういうところもある。まったく条例でかけていないのはその3つだが、場所によってはそういう逆転が生じているところも、あまり具体的にどれくらいあるかは想定できないが、できたのは条例が先ということ、付け加えて説明した。

(会長)ご意見はありますか。

(委員)内容の問題ではないが、わざわざグラフのような形で描いてあるが、ソフトな色に白抜きはかなり読みにくい。数字をよく扱う者としては表が理解しやすい。さっと一覽で数字としての把握ができるようにしてほしい。

(事務局)両方示すべきだった。今後は気をつけたい。

(会長)他にありますか。

少し早いようだが他にないようなので、本件についてはほぼ案のとおり答申するものとする。

その他は特にないでしょうか。

(事務局)この後、答申の手続を行います。